

平成22年（ネ）第805号 ボランティア基金返還等請求控訴事件

控訴人 鎌田まりみ 外10名

被控訴人 エンジェルズこと林俊彦

## 証 拠 説 明 書 (4)

2010年8月 日

大阪高等裁判所 11 民事部 係 御 中

控訴人ら代理人 弁護士 中 島 光 孝

控訴人ら代理人 弁護士 辻 公 雄

控訴人ら代理人 弁護士 吉 川 法 生

控訴人ら代理人 弁護士 門 松 真 由

控訴人ら代理人 弁護士 阪 口 徳 雄

頭書事件につき、甲A第 116 号証ないし第119 号証の立証趣旨を以下のとおり説明します。

書証番号	標 題	作 成 者	立 証 趣 旨
甲A第116号証	報告書（原本）	■■■■	一審において原告らの証人として関洋子氏が申請されたとき、AAの林代表（被控訴人）が「関、裏切ったなあ」と声を荒げたこと、広島DPの犬の救助のための支援物資が救助目的以外に使用されたこと等。
甲A第117号証	報告書（原本）	■■■■	広島DPの犬の救助目的のための支援物資が、一部の人間の自宅の犬のために使用されていたこと等。

甲 A 第 1 1 8 号証	陳述書 (原本)	鎌田まりみ	A A から広島 D P の犬を預かったホストファミリーが A A から医療費の支払いを受けなかったこと、広島 D P の犬の救助目的のための寄付金が広島 D P の犬の医療費として支出されなかったこと等。
甲 A 第 1 1 9 号証	「控訴人 ■ ■ ■ ■ 他 3 名の提出書証に関わる意見書」(原本)	鎌田まりみ	控訴人鎌田らは、一審以来、アーク・エンジェルズの行為の不当性を追及するために必要な訴訟活動及びそのための準備活動を行ってきたものであり、控訴人鎌田が、控訴人 ■ ■ ■ ■ が主張するように同人らの主張を一方向的に排斥したものではないこと等。